

ローカル10,000プロジェクト 令和8年度制度改正について（公費助成の上限額等の見直し）

- 物価高騰の影響を踏まえ、公費（国費+地方費）による助成の上限額を増（原則2,500万円→3,000万円）
- 「融資／公費」比率に応じた上限額のかさ上げ措置について、より大きな融資を引き出して地域経済循環を一層推進するため、「融資／公費」比率と公費助成の上限額を見直し（最高5,000万円→5,500万円）
- 国費の交付率がかさ上げ（原則1/2→3/4）となる「重点支援分野」は、「地域脱炭素」、「若者・女性活躍」
- 本制度改正は、令和8年4月1日以降の交付申請※1事業から適用※2

※1 事業実施計画書の審査後、交付要綱に基づいて行う申請

※2 既に融資額の調整・自治体の予算化が進んでいる案件を考慮し、令和7年度中に所定の事業実施計画書が総務省に提出された場合には、制度改正により助成額が引き下がらないよう、交付申請が令和8年度となっても、従前の上限額を適用（「融資／公費」比率1.5倍～3倍の区分）

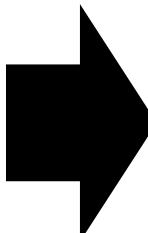
公費（国費+地方費）による助成

地域金融機関による融資等
(原則、無担保融資)

自己
資金等

(現行)

融資／公費	公費助成の 上限額
2倍～	5,000万円 <small>↑ 上限額のかさ上げ</small>
1.5倍～	3,500万円
1倍～	2,500万円



(改正後)

融資／公費	公費助成の 上限額
4倍～	5,500万円 <small>↑ 上限額のかさ上げ</small>
3倍～	5,000万円
2倍～	4,000万円
1倍～	3,000万円

「融資／公費」比率と
公費助成の上限額を見直し
最高5,000万円→5,500万円

公費助成の上限額を増
原則2,500万円→3,000万円